

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第133号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 2の項中「中学校」の右に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)